

## 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団 いずみ会が開設する北星病院（以下「病院」という。）において実施する通所リハビリテーション事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

- 第3条 事業所では、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 事業所では、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを実施するにあたり、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 3 事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が出かける時には「わくわく」と、帰る時には「いきいき」としていただけるようサービス提供に努める。
  - 4 サービス提供に当たっては、利用者の在宅における課題を認識して懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対して療養上必要な事項について、希望を多く取り入れて内容の充実を図り、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

### (名称及び所在地)

第4条 病院の実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- |         |                  |
|---------|------------------|
| (1) 名称  | 医療法人社団 いずみ会 北星病院 |
| (2) 所在地 | 千歳市清流5丁目4番2号     |
| TEL     | 0123-29-5035     |
| FAX     | 0123-22-7887     |

### (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 病院の実施する事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）  
管理者は、病院及び事業所に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師 1名（兼務）  
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 5名以上（常勤および非常勤 兼務）  
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成、変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (4) 介護職員 等 4名以上（常勤および非常勤 兼務）  
介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション

計画に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。(ただし、12月30日から1月3日と国民の祝日を除く。)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時迄とする。

(利用定員)

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、両サービス合わせて40名とする。

(事業所の内容)

第8条 事業所の医師及び理学療法士などが、共同して作成する通所リハビリテーション計画、及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 各利用者の状況に適した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努める。
- (2) 日常生活動作などの援助を行い、自立に向けて訓練を行う。
- (3) 医師により利用者の健康管理に努め、また緊急など必要な場合には主治医などに責任を持って引き継ぐ。
- (4) 利用者及びその家族からの相談に対し、誠意を持って応じ可能な限り必要な援助を行うよう努める。
- (5) 送迎が必要な利用者は、病院の送迎車で送迎を行う。
- (6) 送迎を希望されない利用者に関しては、安全上の問題から責任の所在を明確にし、同意を得た上での利用とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 日用品費、おむつ代その他の費用等の利用料は、別紙のとおり定める。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、千歳市の区域とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 金銭は、必要最小限とし、貴重品の持ち込みは厳禁とする。
- (2) 食べ物、飲み物の持ち込みは厳禁とする。
- (3) 喫煙について、病院内は禁煙とする。
- (4) 備品の利用に際しては清潔保持、整理整頓に心掛け大切に使用すること。
- (5) 利用者の営利目的の行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止する。

(非常災害対策)

第12条 消防法に規定する防火管理者の作成した消防計画、及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者による消防計画に基づいて、年2回防火、防災避難訓練を実施する。  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う。)
- (2) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (3) その他必要な災害対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 利用者の病状に急変が起きた場合や事故等が発生した場合は、必要に応じ臨時応急の手当を行い、家族等緊急連絡先に連絡するとともに、主治医に連絡し適切な処置を講じる。

事業所に起因する賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きを経て損害賠償を行う。又、利用者等が故意に病院または従業者に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただくことがある。その他事故発生に関しては、行政機関や居宅介護支援事業者に連絡をとることがある。

(虐待防止)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又は再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する — 責任者 医療技術部長
  - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者へ周知徹底する
  - (3) 虐待防止のための指針を整備する
  - (4) 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的実施する
  - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待又は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを

市町村に通報し、市町村の調査に協力する。

(守秘義務)

第17条 事業所の従業者は、従業中である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、雇用契約に基づいて指導教育を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 病院が実施する事業所の従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を確保するとともに業務体制を整備する。

事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業者は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団 いずみ会と病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成25年7月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成25年11月5日から一部改正施行する。

この規程は、平成26年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成27年10月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成28年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成31年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和元年5月16日から一部改正施行する。

この規程は、令和元年10月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和2年11月16日から一部改正施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和6年3月1日から一部改正施行する。

## 通所リハビリテーション 利用料金表 (2024年6月1日現在)

通常規模型通所リハビリテーション費		介護報酬の料金	利用者負担金	
1 日につき	所要時間3時間以上4時間未満 (滞在時間を短縮した時は、時間数に あわせた料金をいただきます)	要介護1	4,860円	486円
		要介護2	5,650円	565円
		要介護3	6,430円	643円
		要介護4	7,430円	743円
		要介護5	8,420円	842円
1 回 につ き	加算項目	内容等	介護報酬の料金	利用者負担金
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院退所後又は認定日から3月以内	1,100円	110円
	移行支援加算	社会参加維持へのサービス移行加算	120円	12円
	サービス提供体制強化加算 I	介護福祉士の配置が7割以上 又は勤続10年以上が25%	220円	22円
	サービス提供体制強化加算 II	介護福祉士の配置が5割以上	180円	18円
	サービス提供体制強化加算 III	介護福祉士4割以上又は勤続7 年以上が30%	60円	6円
	リハビリテーション 提供体制加算1	リハビリ専門職の配置が手厚い 体制	120円	12円
	退院時共同指導加算	退院前カフアルスに参加し情報共有 した場合	6,000円	600円
	栄養改善加算	月2回限度	2,000円	200円
	口腔機能向上加算 I	月2回限度	1,500円	150円
	口腔機能向上加算 II イ	月2回限度(データ提出必須)	1,550円	155円
	口腔機能向上加算 II ロ	月2回限度(栄養)	1,600円	160円
1 月につ き	リハビリテーション マネジメント加算イ	開始から6月以内 (1.1)	5,600円	560円
		開始から6月超 (1.2)	2,400円	240円
	リハビリテーション マネジメント加算ロ(データ提出必須)	開始から6月以内 (2.1)	5,930円	593円
		開始から6月超 (2.2)	2,730円	273円
	リハビリテーション マネジメント加算ハ(リハビリ・口腔・栄養)	開始から6月以内 (3.1)	7,930円	793円
		開始から6月超 (3.2)	4,730円	473円
	リハビリテーション マネジメント加算(医師の説明)	開始から6月以内 (4)	2,700円	270円
栄養アセスメント加算	1月につき	500円	50円	
	<b>科学的介護推進体制加算</b>	<b>月に1回算定</b>	<b>400円</b>	<b>40円</b>
該 当 者	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	退院(所)後3月以内(週2回迄)	2,400円	240円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 II	退院(所)後3月以内	19,200円	1,920円
	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	600円	60円

該当する場合	生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始月から6月以内	12,500円	1,250円
	口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅰ	6月に1回	200円	20円
	口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅱ	6月に1回 (口腔機能加算算定)	50円	5円
	事業所が送迎を行わない場合	片道につき	マイナス 470円	マイナス 47円
該当の場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待防止について取組みを実施していなかった場合	所定単位	マイナス 1/100
	業務継続計画未策定減算	感染及び自然災害について業務継続計画を策定していなかった場合	所定単位	マイナス 1/100

※感染症や災害により利用者数が前年比5%以上減少した場合、3ヶ月間基本報酬の3%の加算を実施します

## 介護予防通所リハビリテーション 利用料金表 (2024年6月1日現在)

介護予防通所リハビリテーション費		介護報酬の料金		利用者負担金	
病院の場合	要支援1	22,680円		2,268円	
	要支援2	42,280円		4,228円	
1月につき	加算項目	内容等	介護報酬の料金	利用者負担金	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士が7割か勤続10年25%	要支援1	880円	88円
			要支援2	1,760円	176円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士が5割以上	要支援1	720円	72円
			要支援2	1,440円	144円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護福祉士が4割か勤続7年30%	要支援1	240円	24円
			要支援2	480円	48円
	退院時共同指導加算	退院前ケアプランに参加し情報共有した場合	6,000円	600円	
	科学的介護推進体制加算	月1回算定(データ提出必須)	400円	40円	
	12月超 減算11(要支援1)	利用開始から12ヶ月を超え、要件を満たさなかった場合に減算	マイナス1,200円	マイナス120円	
	12月超 減算12(要支援2)		マイナス2,400円	マイナス240円	
口腔機能向上加算Ⅰ	個別に口腔機能が低下又は低下の恐れがある方に対して実施	1,500円	150円		
口腔機能向上加算Ⅱ	同上 (データ提出必須)	1,600円	160円		
一体的サービス提供加算	栄養改善および口腔機能向上サービスを実施	4,800円	480円		
栄養アセスメント加算	1月につき	500円	50円		
栄養改善加算	月2回限度(1回につき)	2,000円	200円		
口腔栄養スクリーニング 加算Ⅰ	6月に1回算定	200円	20円		
口腔栄養スクリーニング 加算Ⅱ	6月に1回算定 (口腔加算算定時)	50円	5円		
生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始月から6月以内	5,620円	562円		

	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方を受入れた場合	2,400円	240円
該当の場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待防止について取組みを実施していなかった場合	所定単位 マ11/100	
	業務継続計画未策定減算	感染及び自然災害について業務継続計画を策定していなかった場合	所定単位 マ11/100	
通所リハビリ・予防通所リハビリ共通事項				
1月につき	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※1		所定単位 ×8.6%（86/1000）	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）※1		所定単位 ×6.6%（66/1000）	

※1：厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善等を実施している場合に加算

その他の費用 おむつ代等 共通事項			利用者負担金
1日	教養娯楽費（創作活動・サークル活動の備品代等を含む）		30円
1月	口座引落とし手数料（口座からの引落しを選択した場合）		実費負担 110円
1枚につき	紙おむつ（テープ止め付）	130円（非課税）	パット 80円（非課税）
	リハビリパンツ（M・L）	120円（非課税）	アンダーシート 100円（非課税）
	リハビリパンツ（LL）	140円（非課税）	マスク代 55円（課税）

- ◆表中の利用者負担割合は1割負担で計算しています。
- ◆介護保険の一部負担金につき、公費負担がある場合は、その分が減免となります。
- ◆尚、年間数回行事を開催しております。その際は行事代として別途料金が発生いたします。